

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「（第二十六条の四において「寄附金税額控除額」という。）」を削り、同条第三号中「含み、前号に掲げる寄附金を除く」を「含む」に改め、「対するもの」の下に「（前号及び次号に掲げる寄附金を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例（平成二十八年十二月奈良県条例第二十五号）で定める指定特定非営利活動法人に対するもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第二十六条の四第一項中「寄附金税額控除額」を「法第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第四項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（次項において「寄附金税額控除額」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二十条第一項第一号の者は、第二十六条の二（同条第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、法第四十五条の二第五項の県民税に関する申告書を、法第三百七条の二第五項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。